

公立大学法人奈良県立大学学術情報ネットワーク（SINET5）  
接続用回線利用仕様書

1. はじめに

本仕様書は、奈良県立大学から学術情報ネットワーク(SINET5)のアクセスポイントまでの接続回線の仕様を定めたものである。

2. 入札件名

公立大学法人奈良県立大学学術情報ネットワーク(SINET5)接続用回線利用

3. 契約期間

平成28年10月1日から平成31年9月30日までとする。ただし、本学の現在利用中回線の移行が滞りなく実施できるよう、事前の回線提供に協力すること。

4. 本調達の技術的要件

4-1. 本調達に関わる性能、機能及び技術等(以下、「性能等」という。)の要求要件は、以下のとおりである。

4-2. 技術的要件はすべて必須の要求要件である。

4-3. 必須の要求要件は必要とする最低限の要求要件を示しており、性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。

4-4. 性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、技術仕様書その他の入札説明書で求める提供資料の内容を審査して行う。

4-5. 技術的要件

1) 導入拠点情報

次の拠点間を接続する回線

・奈良県立大学(以下、「本学」という。)

奈良県奈良市船橋町 10 番地

・SINET 奈良データセンター(以下、「奈良 DC」という。)

奈良県奈良市

2) 本調達では、「芯線貸し」(いわゆるダークファイバー)により実現させるアクセス回線の調達ではなく、ビジネス系のアクセス回線を用いたネットワーク網でのサービス提供による提案を求めているものである。

3) TCP/IP により通信を行うレイヤ 3 までを規定したネットワークサービスであること。

4) 通信速度は 1Gbps 以上のベストエフォート型とすること。

5) インターフェースは 1000BASE-T、規格は IEEE802.3 に対応すること。

- 6) 接続に使用するルータは NEC 製 IX2105 を推奨とする。
- 7) メディアコンバータ、ルータ等、導入拠点間の接続に必要な機器およびケーブルは、国立情報学研究所の規定する『SINET ラックスペース内設置機器の許容基準について』の要件を満たすものとし、受注者側の責任において据付、配線、調整を行うこと。なお、ルータ設置に関する国立情報学研究所との協議は、本学で行うこととする。

#### 4-6. 保守体制等

- 1) 保守は、受注者が窓口となり実施することとし、各サービスが常に安全な機能を保つように行われること。
- 2) 故障時の保守については、故障受付及び修理復旧は24時間365日とし、接続用回線からルータまで一元的かつ迅速な対応をとること。
- 3) アクセス回線からバックボーンまで自社による光ファイバにて構成すること。ただし、SINET データセンター構内に限り、データセンター管理者より指定があった場合はこの限りではない。
- 4) サービスの停止を伴う計画作業を行う場合、事前に本学指定の連絡先まで通知すること。

#### 5. 初期導入工事等

- (1) 本学の情報システム管理室または本学内に利用可能な本学所有の余剰通信接点までの通信経路の確保および導線工事については、受託者負担で行うこと。
- (2) 奈良 DC 側の接続端子と奈良 DC 内に設置する受託者資産のメディアコンバータ等の最終(終端)通信機器の通信端子との接続にかかる国立情報学研究所との協議、許諾申請にかかる諸事務手続は本学で行うこととするが、両通信端子間の接続工事については、本学の受託工事として受託者負担で行うこと。
- (3) 通信に必要なメディアコンバータ、ルータ等の通信機器については、設置ならびに調整は、受託者負担で行うこと。
- (4) 責任分界点は、本学内に設置する受託者資産の最終(終端)通信機器の通信端子および奈良 DC 内に設置する受託者資産の最終(終端)通信機器の通信端子とする。

#### 6. 情報保護等

以下に示す情報保護措置を行うものとする。

- 6-1. 保守作業等において、本学の許可なくシステムから個人情報を取得しないこと。また、個人情報の漏洩を防ぐために必要な措置をとること。
- 6-2. 保守作業等において、システムから取り外した二次記憶装置に記録されている情報の漏洩を防ぐために必要な措置をとること。
- 6-3. 契約終了後、システムに内蔵する二次記憶装置に記録されている情報の漏洩を防ぐために必要な措置をとること。

6-4. 本業務を実施するにあたり、知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らしたり、他の目的に利用してはならないものとする。

#### 7. その他

- (1) 作業日の5日前までに作業者氏名および連絡先を提示すること。
- (2) 回線開通作業及び技術確認に関しては、本学及び国立情報学研究所の指示に従うこと。
- (3) 本仕様書に記載なき事項については、本学と担当職員との協議のうえ定めるものとする。